		ＰＭＲが二十五以下のもの	—	—	七十三デシベル
第一種原動機付自転車	最高速度が五十キロメートル毎時を超えるもの（二輪のものに限る。）	ＰＭＲが五十を超えるもの	—	—	七十七デシベル
		ＰＭＲが二十五を超え、五十以下のもの	—	—	七十四デシベル
		ＰＭＲが二十五以下のもの	—	—	七十三デシベル
	三輪以上のもの又は最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの		六十五デシベル	八十四デシベル	七十一デシベル
第二種原動機付自転車（規則第一条第二項に規定する第二種原動機付自転車をいう。以下同じ。）	ＰＭＲが五十を超えるもの		—	—	七十七デシベル
	ＰＭＲが二十五を超え、五十以下のもの		—	—	七十四デシベル
	ＰＭＲが二十五以下のもの		—	—	七十三デシベル

備考

一　定常走行騒音とは、日本工業規格Ｄ八三〇一に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車（軽自動車（二輪自動車に限る。）を除く。）にあつては五十キロメートル毎時、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車（二輪自動車に限る。）及び第二種原動機付自転車にあつては四十キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時）で走行する場合に、走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

二　近接排気騒音とは、原動機が最高出力時の回転数の七十五パーセント（小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車に限る。）並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分五千回転を超えるものにあつては、五十パーセント）の回転数で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方四十五度に交わり、かつ、排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から〇・五メートル離れた位置（排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から〇・五メートル離れた位置）で排気管の開口部中心の高さ（排気管の開口部中心が地上〇・二メートル未満の自動車及び原動機付自転車にあつては、地上〇・二メートルの高さ）において測定した騒音をいう。

三　加速走行騒音とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）にあつては、協定規則第五十一号第三改訂版附則3で規定する走行中の自動車騒音を同附則3の試験方法により測定した騒音。小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）並びに原動機付自転車（第一種原動機付自転車であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）にあつては、協定規則第四十一号第四改訂版附則3で規定する走行中の自動車騒音を同附則3の試験方法により測定した騒音。その他の車両にあつては、日本工業規格Ｄ八三〇一に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の七十五パーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車（側車付二輪自動車に限る。）にあつては五十キロメートル毎時、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車（側車付二輪自動車を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時）で進行して、二十メートルの区間を加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にして加速した状態で走行する場合に、その中間地点において走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

四　技術的最大許容質量とは、車両の構造特性及び設計性能に基づいて自動車製作者が車両に与えることができる最大質量をいう。

五　ＰＭＲとは、車両の原動機の特性（最高出力）と車両の質量との比をいう。

六　Ｒポイントとは、国際連合の車両構造に関する統合決議（ＥＣＥ／ＴＲＡＮＳ／ＷＰ.29／78／Rev. 3をいう。以下「統合決議」という。）に規定する高さをいう。

七　技術的最大許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下（Ｒポイントの高さが八百五十ミリメートルを超えるものに限る。）の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）を、専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）に変更する場合にあつては、変更後の車両に適用する許容限度は、技術的最大許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）の許容限度とする。

八　専ら乗用の用に供する乗車定員九人を超え、かつ、技術的最大許容質量が五トンを超える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）並びに技術的最大許容質量が十二トンを超える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち統合決議の規定に基づきオフロード用に設計された自動車にあつては、車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度に二デシベルを加えた値を許容限度とし、その他の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の自動車であつて、技術的最大許容質量が二トン以下のもの、三輪自動車及び二輪自動車を除く。）にあつては、車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度に一デシベルを加えた値を許容限度とする。

九　専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち車いすを収容するために特別に製造又は改造された自動車及び統合決議に規定する防弾車にあつては、車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度に二デシベルを加えた値を許容限度とする。

十　専ら乗用の用に供する乗車定員九人を超え、かつ、技術的最大許容質量が五トンを超える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうちガソリンのみを燃料とするものにあつては、車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度に二デシベルを加えた値を許容限度とする。

十一　技術的最大許容質量が二・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち総排気量六百六十ｃｃ以下であり、技術的最大許容質量を用いて計算したＰＭＲが三十五以下で前軸中心と運転者席のＲポイントの水平距離が千百ミリメートル未満のものにあつては、車両に適用する許容限度は、技術的最大許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）の許容限度とする。